

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	須賀川市 (07207)
地域名 (地域内農業集落名)	十貫内地区 (十貫内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	49.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0 ha
② 田の面積	37.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	18.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区の農業者は高齢者が多く、作業を他地区の農業者やライスセンター等に委託する人が増えている。
- ・収入が不安定、休みが無い等の理由で若い世代の後継者が見つからない。
- ・農機具の更新には多額の費用がかかるため、農機具が壊れた時が農業をやめる時となっている。
- ・兼業農家しかいない。
- ・畑の耕作放棄地が増えている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻を主要作物とし、新品種の導入や加工用米、飼料用米への転作を進め、有機農業への切り替えを検討し、栽培方法を確立する。
- ・後継者を確保するためには、集団化や法人化の検討が必要になる。
- ・兼業農家であっても、近所で集まり、共同で農機具を購入して共同で作業するなどして農業を維持していく。
- ・農業の魅力や良いイメージについて情報発信し、地域農業の活性化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
・経営規模を維持しながら農地を管理し、農地の集積を行える体制を整える。 ・耕作放棄地を増やさずに現状農地の受け皿となる農業者を決めていく。					
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	28	%	将来の目標とする集積率	40	%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標					
・団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・農地中間管理機構を利用し、認定農業者等の中心的な担い手に農地を集約していく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・農地中間管理機構を活用し、集積・集約に向けて農業者が情報を得やすい体制を構築する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・活用できる事業等があれば基盤整備を実施し、担い手が利用しやすい農地を確保する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域の担い手を育成するため、法人化や集団化、共同作業等の経営手段について、JA等と連携し進めていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・手が回らない作業について、JAや農業公社等に委託する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策・・・今後、イノシシやその他の野生生物による被害を予防・防止するための体制を整え、被害が出た場合に対策を実施する。

②有機・減農薬・減肥料・・・農作物の付加価値を高め、農業所得の確保につなげる取組を検討する。

③スマート農業・・・担い手の減少・高齢化が見込まれる中、省力技術・労働負担軽減技術として導入を検討する。

④畑地化・輸出等・・・畑地化できる圃場がある場合には畑地化を検討する。輸出等についても販路拡大策の一つとして検討する。

⑤果樹等・・・販売単価の高い果樹や野菜などの園芸品目の導入・拡大・改植を推進する。既存の品目については生産安定につながる施設化や施設導入を検討する。

⑥燃料・資源作物等・・・遊休農地や需給調整に取り組む水田に燃料・資源作物等の導入を検討・推進する。

⑦保全・管理等・・・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度等に取り組み、農地の保全・管理に努める。作物作付が困難なほ場においては、遊休化や荒廃の防止のため、永年性作物の作付けを検討する。

⑧農業用施設・・・担い手の営農や利用状況などを考慮し、農業用施設・共同利用施設の計画的な更新や集約化を進める。

⑨耕畜連携・・・飼料作物を生産し、家畜排せつ由来のたい肥を利用することで資源循環を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状				10年後 (目標年度:令和 11 年度)							
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積		経営作目等	経営面積	作業受託 面積		目標地図 上の表示	備考		
利用者	個人情報のため 非表示	水稲	1.2	ha	—	ha	水稲	1.2	ha	—	ha	1	
利用者		水稲	0.8	ha	—	ha	水稲	0.8	ha	—	ha	2	
利用者		水稲	2.6	ha	—	ha	水稲	2.6	ha	—	ha	3	
利用者		水稲	1.5	ha	—	ha	水稲	1.5	ha	—	ha	4	
利用者		水稲	1.3	ha	—	ha	水稲	1.3	ha	—	ha	5	
利用者		水稲・野菜	2.2	ha	—	ha	水稲・野菜	2.2	ha	—	ha	6	
利用者		—	2.2	ha	—	ha	—	2.2	ha	—	ha	7	
利用者		水稲	1.3	ha	0.1	ha	水稲	1.3	ha	0.1	ha	8	
利用者		野菜	0.5	ha	—	ha	野菜	0.5	ha	—	ha	9	
				ha		ha			ha		ha		
				ha		ha			ha		ha		
				ha		ha			ha		ha		
				ha		ha			ha		ha		
				ha		ha			ha		ha		
計	2経営体		13.6	ha	0.1	ha		13.6	ha	0.1	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	夢みなみ農業協同組合	土壌分析、水稲育苗、種子消毒(温湯消毒)、ドローン防除、乾燥、調製、ラッピング、選別、選果、開薬等	水稲、野菜、果樹、花卉、WCS等
2	(株)ドリームファームすかがわ岩瀬	水稲作業全般	水稲
3	(公財)須賀川市農業公社	大豆・ナタネ・そば作付全般	大豆、ナタネ、そば等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

十貫内地区 目標地図

